

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・特定し、特定された提案書の応募者を、契約の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

(3) 業務遂行の確実性

事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

(4) 予算の妥当性

企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

2. 特定方法

(1) 高松空港株式会社社長(以下「社長」)及び社長が選定した者(以下「審査員」)が、企画提案書ごとに各評価項目について1点から10点までの点数を記入する。

(2) 1. (1)～(3)については、その重要度を考慮し、審査員の記入した点数を2倍する。

(3) 評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。ただし、上記(2)の加点後の合計点を社長に審査員の数で除した平均点数が42点(70点の60%)に満たない場合は採用しない。

(4) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、社長の決するところによる。